

事例番号:350071

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 0 日

16:30 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 0 日

21:40 頃- 胎児心拍数陣痛図で子宮頻収縮および高度遅発一過性徐脈が反復して出現

23:05 頃- 胎児心拍数陣痛図で遷延一過性徐脈出現

23:52 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少を認める

妊娠 40 週 1 日

0:34 微弱陣痛のためオキシトシン注射液による陣痛促進開始

1:23 頃- 胎児心拍数陣痛図で徐脈出現

1:28- 胎児心拍数波形レベル 5 のため子宮底圧迫法を併用した吸引分娩開始

1:40 子宮底圧迫法を併用した吸引 3 回により児娩出、頭頂位、低在横定位

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:40 週 1 日
- (2) 出生時体重:3000g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.50、BE -35.4mmol/L
- (4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 2 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、胸骨圧迫、気管挿管
- (6) 診断等:
出生当日 低酸素性虚血性脳症
- (7) 頭部画像所見:
生後 10 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常があり低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 1 名、小児科医 1 名、研修医 2 名
看護スタッフ:助産師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、子宮頻収縮に伴う子宮胎盤循環不全が続いたことにより胎児の低酸素の状態が次第に進行したことであると考ええる。加えて、子宮底圧迫法を併用した吸引分娩により低酸素・酸血症が進行した可能性がある。
- (3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。
- (4) 胎児は、分娩第Ⅱ期の初め頃より低酸素の状態となり、その状態が出生時までには次第に進行して低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 入院時の対応(内診、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (2) 妊娠40週0日22時15分および23時00分に看護スタッフが胎児心拍数波形を早発一過性徐脈と判読して経過観察したことは一般的ではない。
- (3) 妊娠40週1日0時0分に看護スタッフより「全開大から2時間、遅発一過性徐脈あり、吸引可能な位置まで下降あり」との報告を受けた医師の対応(分娩室を訪室し、緩徐に分娩が進行していることから経過観察としたこと)は一般的ではない。
- (4) オキシトシン注射液による陣痛促進開始に際して、文書による説明および同意を得ずに実施したことは基準を満たしていない。
- (5) 胎児心拍数陣痛図上、妊娠40週0日21時40分頃以降に子宮頻収縮を認め、胎児機能不全(胎児心拍数波形レベル3-4)の状況が持続する中で、妊娠40週1日0時34分に微弱陣痛と判断して陣痛促進を開始したこと、およびオキシトシン注射液を増量しながら投与を続けたことは、いずれも医学的妥当性がない。さらに、オキシトシン注射液の投与方法(「事例の経過」についての確認書によると5%ブドウ糖注射液500mLにオキシトシン注射液5単位を溶解したものを20mL/時間で開始、8-15分間隔で増量)は基準を満たしていない。
- (6) 妊娠40週1日1時28分に胎児心拍数波形レベル5のため子宮底圧迫法併用の吸引分娩を行ったことは選択肢のひとつである。
- (7) 吸引分娩の要約(子宮口全開大、既破水、児頭の位置 Sp+2 から+3cm)および実施方法(総牽引時間12分、総牽引回数3回)は、いずれも一般的である。
- (8) 分娩経過中の分娩監視方法(概ね連続監視)は一般的である。
- (9) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (10) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクおよびチューブ・バッグによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管)は一般的であるが、蘇生処置の開始・終了時刻について診療録に記載

がないことは一般的ではない。

(2) 当該分娩機関 NICU へ入院としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 胎児心拍数陣痛図の判読とその対応を「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則して習熟する必要がある。

(2) 子宮収縮薬(オキシシ注射液)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則して使用する必要がある。

(3) 子宮収縮薬使用時には「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則して文書による同意を得ることが勧められる。

(4) 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが勧められる。

【解説】 本事例では新生児蘇生の際の処置を実施した時間などの経過について診療録に記載されていなかった。観察項目や新生児に対して行われた処置は詳細を記載することが勧められる。

(5) 妊産婦および家族から意見が多く提出されているため、医療従事者は妊産婦および家族と円滑なコミュニケーションを行うよう努力することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。